

ものづくり支援センターしもすわ 作業環境測定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内ものづくり中小企業者が適正な作業環境を確保し、職場における労働者の健康を保持するため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に定める作業環境測定を行った場合に、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (2) 作業環境測定 労働安全衛生法第2条第4号に規定する作業環境測定をいう。
- (3) 指定作業場 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第21条に定める作業場をいう。

(対象事業者及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象事業者及び補助対象経費(以下「経費」という。)は、次の通り

- (1) 対象事業者 下諏訪町内に指定作業場を有する事業者及び下諏訪町への納税(法人住民税又は個人住民税等)が確認できること。
- (2) 経費 指定作業場の作業環境測定にかかる経費とする。ただし、国又は長野県等の補助金を受けている経費及び振り込み手数料を除く
- (3) 消費税の取扱い 特に指定の無い限り経費対象額は消費税込みの金額とする

(補助率)

第4条 補助金の額は、事業者が作業環境測定機関へ完納した作業環境測定料(以下「測定料」という。)の5分の1以内の額とし、同一年度において10万円を限度とする。ただし、1,000円未

満を切り捨てる。

(対象期間)

第5条 毎年1月1日から12月31日までの間に実施し支払いを終了した作業環境測定とする。

(申請期間)

第6条 対象期間の翌年1月10日から1月31日とする

(交付申請)

第7条 作業環境測定料補助金の交付を受けようとする事業者は、ものづくり支援センターしもすわ作業環境測定料補助金交付申請書(様式第1号)に測定料を完納したことが証明できる書類を添付し、ものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(測定料を完納したことが証明できる書類とは請求者の請求明細書及び支払額が確認できる振込書もしくは領収書等を指す)

(交付決定および請求)

- 第8条
1. 前条に規定する申請書の提出を受けた時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、ものづくり支援センターしもすわ作業環境測定料補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。
 2. 申請者は、前条の規定による決定通知書を受けた後、速やかに作業環境測定料補助金交付請求書(様式第3号)をものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成24年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改訂

令和8年4月1日一部改訂